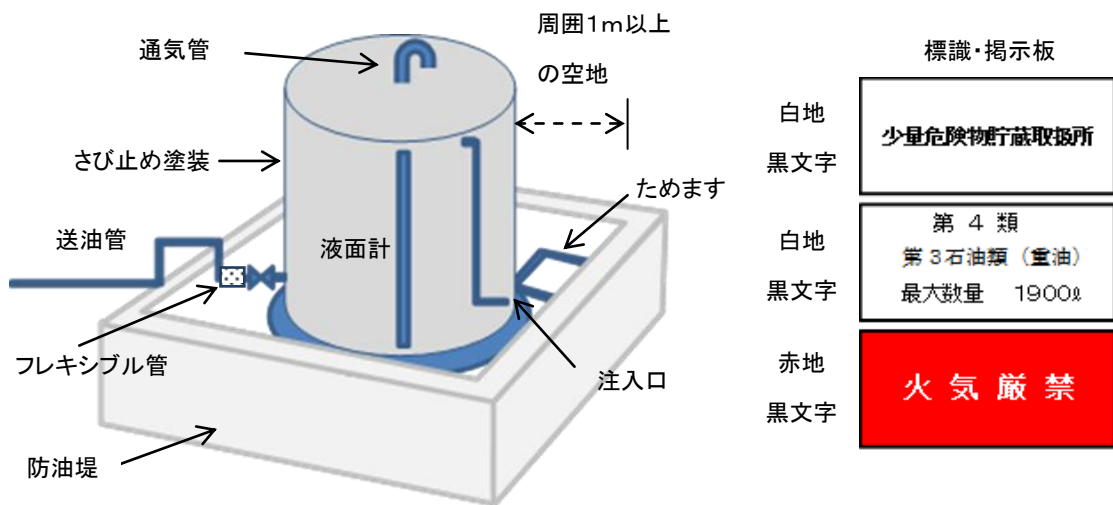


【火災予防条例に基づく屋外タンクの設置例】

<主な設置基準>

- 1 タンクの周囲 タンクの側板から周囲 1 m以上の空気を保有すること。
- 2 タンクの固定 コンクリート等の基礎にアンカーボルト等で固定し台風等で倒れないようにする。
- 3 防油堤 ・危険物が浸透しない構造（コンクリート等）とする。
・容量は、タンクの容量の全量を収納できるものとする。
・床は、適当な傾斜をつけ、ためますを設ける。
- 4 配 管 鋼製その他の金属又は強化プラスチックとし、タンク結合部はフレキシブル管を使用する。（塩化ビニール管は認められません。）
- 5 標識・掲示板 60 cm × 30 cmの「少量危険物貯蔵取扱所」・「危険物の類、品名、最大数量」・「火気厳禁」の標識・掲示板を設ける。



【お問い合わせ先】 桑名市消防本部 予防課 危険物係
 TEL:0594-24-5280 FAX:0594-24-5281
 e-mail:shyobom@city.kuwana.lg.jp